2　区分所有建物の全部が滅失した場合における措置

㈠　敷地共有者等集会等

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合（その災害により区分所有建物の一部が滅失した場合（区分所有法第六一条第一項本文に規定する場合を除く。以下同じ。）において、当該区分所有建物が取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたときを含む。）においては、敷地共有者等は、その政令の施行の日から起算して三年が経過する日までの間は、この法律の定めるところにより、集会を開き、及び管理者を置くことができることとした。（第二条・第三条関係）

㈡　再建決議等

再建決議を会議の目的とする敷地共有者等集会の手続等について、所要の規定を整備することとした。（第四条関係）

㈢　敷地売却決議等

敷地共有者等集会においては、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、敷地共有持分等に係る土地を売却することを内容とする敷地売却決議をすることができることとした。（第五条関係）

㈣　敷地共有持分等に係る土地等の分割請求に関する特例

政令で定める災害により区分所有建物の全部が滅失した場合等における敷地共有者等による敷地共有持分等に係る土地等の分割請求の制限について、所要の整備をすることとした。（第六条関係）

3　区分所有建物の一部が滅失した場合における措置

㈠　区分所有者集会の特例

政令で定める災害により区分所有建物の一部が滅失した場合においては、区分所有者は、その政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、区分所有者集会を開くことができることとした。（第七条・第八条関係）

㈡　建物敷地売却決議等

㈠に規定する場合において、敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、区分所有者集会において、区分所有者、議決権及び当該区分所有建物に係る敷地利用権の持分の価格の各五分の四以上の多数で、当該区分所有建物及びその敷地を売却することを内容とする建物敷地売却決議並びに当該区分所有建物を取り壊し、かつ、これに係る建物の敷地を売却することを内容とする建物取壊し敷地売却決議をすることができることとした。（第九条・第一〇条関係）

㈢　取壊し決議

㈠に規定する場合においては、区分所有者集会において、区分所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該区分所有建物を取り壊すことを内容とする取壊し決議をすることができることとした。（第一一条関係）

㈣　建物の一部が滅失した場合の復旧等に関する特例

建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議及び取壊し決議が創設されたことに伴う所要の整備をすることとした。（第一二条関係）

4　団地内の建物が滅失した場合における措置

㈠　団地建物所有者等集会等

団地内建物の全部又は一部が区分所有建物であり、かつ、その団地内の土地が当該団地内建物の所有者の共有に属する場合において、政令で定める災害によりその団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、当該団地内建物の団地建物所有者等は、その政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この法律の定めるところにより、集会を開き、及び管理者を置くことができることとした。（第一三条・第一四条関係）

㈡　団地内の建物が滅失した場合における再建承認決議等

㈠に規定する場合において、団地内の滅失した建物についての再建決議や団地内の建物についての建替え決議等があったときは、議決権の四分の三以上の多数による承認決議を得て、団地内に新たに建物を建築することができることとした。（第一五条～第一七条関係）

㈢　団地内の建物が滅失した場合における一括建替え等決議

区分所有法第七〇条第一項本文に規定する場合において、政令で定める災害により団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、団地建物所有者等及び議決権の各五分の四以上、かつ、当該各団地内建物ごとに、当該団地内建物が滅失したものである場合には敷地共有者等の議決権の、当該団地内建物が滅失していないものである場合には区分所有者及び議決権の、それぞれ三分の二以上の多数で、滅失した建物の再建を含む団地内の建物の一括建替えをすることができることとした。（第一八条関係）

5　罰則

罰則について所要の規定を整備することとした。（第一九条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（法律第六三号）（厚生労働省）

一　厚生年金保険法の一部改正関係

1　厚生年金基金及び企業年金連合会に係る規定を削除することとした。

2　1の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

二　確定給付企業年金法の一部改正関係

1　企業年金連合会に関する規定の整備

㈠　事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができることとした。（第九一条の二関係）

㈡　連合会は、確定給付企業年金の中途脱退者等又はその遺族について老齢給付金又は遺族給付金の支給を行うこと等の業務を行うこととした。（第九一条の一八関係）

2　確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこととした。

三　国民年金法の一部改正関係

1　第三号被保険者であった者からの届出

第三号被保険者であった者は、第二号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこととした。（第一二条の二第一項関係）

2　健康保険組合等に対する資料の提供の求め

厚生労働大臣は、健康保険組合等に対し、健康保険組合の被保険者等の氏名及び住所その他の事項につき、必要な資料の提供等を求めることができることとした。（第一〇八条第一項関係）

3　第三号被保険者としての被保険者期間の特例

昭和六一年四月から一〇の2に規定する日の属する月の前月までの間にある第三号被保険者期間のうち、第一号被保険者期間として記録の訂正がなされた期間（以下「不整合期間」という。）を有する者は、その不整合期間のうち保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間（以下「時効消滅不整合期間」という。）について届出を行うことができることとした。この場合において、届出の日以後、当該届出に係る時効消滅不整合期間（以下「特定期間」という。）を老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなすこととした。（附則第九条の四の二関係）

4　特定保険料の納付

特定期間を有する者は、政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、当該特定期間のうち、五〇歳以上六〇歳未満の期間（六〇歳未満の者である場合には、承認の日の属する月前一〇年以内の期間）について、特定保険料の納付を可能とすることとした。（附則第九条の四の三関係）

5　特定受給者の老齢基礎年金等の特例

一〇の2に規定する日において時効消滅不整合期間となった期間が第三号被保険者期間であるものとして老齢基礎年金等を受給している者（以下「特定受給者」という。）については、特定保険料納付期限日までの間、当該期間を保険料納付済期間とみなすこととした。（附則第九条の四の四関係）